

応募申込書

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 水族館)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

電 話 番 号

担 当 者 名

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、下記応募欄に○を入れた物件について申し込みます。

1 応募物件

物件 番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む	台数	品目	最低使用料 (税込・月額)	応募欄
1	2階(新館屋内) (1.20 m × 1.00 m)	1	清涼飲料水	2,300 円	
2	2階(新館屋内) (1.20 m × 1.00 m)	1	清涼飲料水	2,300 円	
3	2階(本館屋外) (1.49 m × 1.00 m)	1	氷菓及びアイ スクリーム類	1,150 円	
	(m × m)	1		円	
	(m × m)	1		円	

(注1) 応募の物件の応募欄に○を入れてください。

(注2) 使用期間中に消費税等の税率が変動したときは、市は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとします。

2 添付書類

- ☐ 応募価格提案書(定型封筒に封入のこと。)
- ☐ 誓約書
- ☐ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ☐ 住民票記載事項証明書(法人の場合は法人登記簿(履歴事項全部証明書又は現在事項証明書))
- ☐ 国税及び姫路市税に未納がないことの証明書又は申立書兼同意書

応募価格提案書

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 水族館)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

担 当 者 名

印

(印鑑証明印)

応募希望物件番号及び応募価格（提案使用料）

物件番号	応募価格（提案使用料） （税込・月額）							
								円

姫路市が実施する自動販売機設置事業者募集について、募集要項の各条項を承知の上、上記のとおり提案します。

- ※
- 1 募集要項に記載されている物件番号を記入してください。
 - 2 応募価格は、姫路市が設定する最低使用料（税込・月額）以上の金額を記入してください。
 - 3 金額はアラビア数字で記入してください。
 - 4 初めの数字の頭に¥を記入してください。
 - 5 金額の訂正は無効です。
 - 6 記名押印がないものは無効です。
 - 7 1物件番号ごとに応募価格提案書を1枚使用してください。
 - 8 1物件番号ごとに必ず封筒に封入し、封筒裏面に物件番号を記入してください。

誓 約 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込にあたり次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、自動販売機設置事業者募集要項について十分理解し、承知のうえで申し込み、参加します。
- 2 姫路市立水族館自動販売機設置事業者募集要項の「2 応募資格等」に定める必要な資格を有します。
- 3 設置事業者の決定に関して、姫路市ホームページに決定金額及び決定した事業者名を掲載することに同意します。

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

印

(印鑑証明印)

申 立 書 兼 同 意 書

私は、姫路市が実施する自動販売機設置事業者の募集の申込に当たり、下記のとおり申し立てます。
また、下記申し立てについて、姫路市が納税状況を調査することに同意します。調査の結果、申立内容が事実に相違する場合は、応募資格を喪失する場合があることについて異議ありません。

記

- 1 法人市民税又は個人市民税（普通徴収）について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。
- 2 姫路市内に固定資産を有していません。
- 3 姫路市内に居住する従業員又は姫路市内に居住した従業員に係る特別徴収義務者ではありません。
- 4 軽自動車税、特別土地保有税、事業所税、市たばこ税及び入湯税について、姫路市に納付すべき確定した税金はありません。

令和 年 月 日

（宛先）

姫 路 市 長 清 元 秀 泰

〒

住 所

（所在地）

氏 名

（法人名及び代表者名）

印

（印鑑証明印）

価 格 提 案 辞 退 届

令和 年 月 日

(宛先)

姫 路 市 長 清 元 秀 泰
(観光経済局 水族館)

〒

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名及び代表者名)

電 話 番 号

担 当 者 名

印

(印鑑証明印)

応募物件

物件 番号	設置場所及び外形寸法上限 (幅×奥行き) ※ 回収ボックススペースを含む	台数	品目	最低使用料 (税込・月額)
	(m × m)	1		円
	(m × m)	1		円
	(m × m)	1		円
	(m × m)	1		円
	(m × m)	1		円

上記について、自動販売機設置事業者の申込みをしましたが、都合により価格提案を辞退します。

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 水族館)

姫路市立水族館自動販売機設置事業者募集要項に関して、質問を行いたいのので質問書を提出します。

質疑者	氏 名 (法人名)	
	部 署	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	

資料名		ページ	
項目名			
質疑内容			

注1 質問は、本様式1枚につき1問とし、簡潔にまとめて記載してください。

注2 質問は、姫路市立水族館まで郵送又は持参により提出してください。これ以外の方法（電話、FAX等）によるものは受け付けません。

注3 質問の受付は、令和8年2月16日（月）午後5時00分までです。

受付番号

行政財産使用許可申請書	
令和 年 月 日	
(宛先) 姫路市長 清 元 秀 泰	
住所 申請者 氏 名 印	
次のとおり、市有土地 建物を使用したいので、許可くださるよう申請します。	
物件の表示	
使用目的	
使用期間	
使用料	
その他必要な事項	

暴力団排除に関する誓約書

私は、姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号。以下「条例」という。）を遵守し、市が行う契約に係る事務その他全ての事務又は事業において、暴力団を利することとならないように、下記の事項について誓約します。

なお、これらの事項に反する場合、契約解除や損害賠償請求等、市が行う措置について一切の異議申立は行いません。

記

- 1 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（以下「要綱」という。）第 3 条各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）のいずれにも該当しないこと。
- 2 排除対象者に該当しないことを確認するため、市が所轄の警察署へ照会することに同意すること。
- 3 前項の照会に当たり、市から要綱第 2 条第 7 号に規定する役員等の名簿その他照会に必要な資料（以下「役員名簿等」という。）の提出を求められたときは、役員名簿等が市から所轄の警察署へ提出されることに同意した上で、速やかに提出すること。
- 4 市と締結した契約又は市から受けた使用許可の履行に当たり、自らが、排除対象者から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、その旨を直ちに市へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。
- 5 第 2 項の照会に対する回答又は所轄の警察署からの通報等の情報を、外郭団体等を含む市関係部局が共有することに同意すること。

年 月 日

（宛先）姫 路 市 長

〔法人・団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人・団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

（ふりがな）

氏 名

㊞

※ 姫路市では、姫路市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

○ 姫路市暴力団排除条例（平成 24 年姫路市条例第 49 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

（市の事務及び事業における措置）

第 7 条 市は、契約に係る事務その他すべての事務又は事業において、暴力団を利用することとならないように、暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者を契約の相手方としない等の必要な措置を講ずるものとする。

○ 姫路市が行う公有財産の処分等の契約からの暴力団排除に関する要綱（抄）

（定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。
- (4) 法人等 法人その他の団体をいう。
- (5) 役員 法人等において、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人等に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。
- (6) 相当の責任の地位にある者 役員以外で業務に関し監督する責任を有する使用人をいう。
- (7) 役員等 法人等にあつては、役員その他経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいい、個人にあつては、その者又は経営に実質的に関与している者若しくは相当の責任の地位にある者をいう。
- (8) 公有財産の処分等 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地自法」という。）第 238 条の 4 第 1 項から第 4 項までの規定に基づき行政財産を貸し付け若しくは行政財産に私権を設定し、又は地自法第 238 条の 5 の規定に基づき普通財産を貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは普通財産に私権を設定することをいう。

（契約の相手方からの排除）

第 3 条 市長は、次の各号に掲げる者（以下「排除対象者」という。）を公有財産の処分等の契約の相手方としないものとする。

- (1) 暴力団及び暴力団員
- (2) 暴力団員が役員として経営に関与している者（実質的に関与している場合を含む。）
- (3) 暴力団員を相当の責任の地位にある者として使用し、又は代理人として選任している者
- (4) 次に掲げる行為をした者を、役員等としている者
 - ア 自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を与えるため、暴力団又は暴力団員の威力を利用する行為
 - イ 暴力団又は暴力団員に資金的援助等の経済的便宜を図る行為
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

（使用許可への準用）

第 9 条 地自法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき行政財産の使用を許可する場合（以下「使用許可」という。）については、第 3 条から前条までの規定を準用する。

自動販売機の管理関係に関する届出書

令和 年 月 日

(宛て先)

姫路市長 清元秀泰
(観光経済局 水族館)

〒

住 所
(所在地)

氏 名
(法人名及び代表者名)

印
(印鑑証明印)

電 話 番 号
担 当 者 名

姫路市立水族館に設置する自動販売機に係る個別業務等の実施者について、次のとおり届出をします。

1 応募物件

物件番号	設置場所
------	------

2 個別業務の実施者

区分	実施者・所属部署	連絡先(電話番号)
自動販売機の所有者		
設置管理責任者		
故障時の対応		
商品の補充		
売上げ代金の回収		
その他 ()		
その他 ()		

本書は、設置事業者の決定を受けた後に提出してください。